

## 研究インターンシップ契約書雛形の位置づけについて

研究インターンシップ契約書雛形（以下、「標準雛形」）の位置づけは、以下のとおり。

1. 「標準雛形」は内容を簡潔にする一方で、学生の権利を保証できる内容にするという方針の下、実際に大学および企業で使用されている研究インターンシップ用の契約書雛形を集約し、解説にて補足説明を行っている。（※資料2-2，2-3参照）
2. 「標準雛形」は、大学・大学院における教育課程の一環として、研究インターンシップが行われる場合に締結されるものを想定。
3. 「標準雛形」の項目は、収集した契約書の雛形に含まれる項目をできる限り引用し、「実施目的」、「実施計画書」、「実施期間」、「実施内容」、「実施費用」、「服務規程遵守」、「災害の防止」、「災害補償」、「損害賠償」、「秘密情報の保持」、「知的財産権」、「成果の取扱」、「第三者機関への派遣」、「インターンシップの終了」、「インターンシップの中止」、「有効期間」、「協議」、「裁判管轄」とした。
4. 解説は、知的財産の取扱や、秘密保持、情報漏洩時の損害賠償等、中長期研究インターンシップ検討会で特に議論となった内容を中心に作成した。
5. 「標準雛形」は企業と大学が契約する際のたたき台として作成したものであり、必ず本雛形を使用して契約しなければならないものではない。
6. 雇用契約を締結する際には、別途、企業側と大学側で協議を行うことが必要。
7. インターン生にコンプライアンスを遵守させるため、インターン生と受入企業の間で個別の契約を締結するケースもあるが、その場合は当事者間で議論の上、契約を締結すること。
8. 「標準雛形」は関連法規の変更等により、更新されることを前提とする。